

2024・2

いわき市議会定例会議案

令和6年2月

提 出 議 案

議案第1号	いわき市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止について	5
議案第2号	いわき市津波被災地域企業等立地促進条例の廃止について	9
議案第3号	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について	13
議案第4号	いわき市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の改正について	23
議案第5号	いわき市職員のサービスの宣誓に関する条例の改正について	33
議案第6号	いわき市職員の給与に関する条例の改正について	37
議案第7号	いわき市職員の退職手当に関する条例の改正について	43
議案第8号	いわき市職員等の旅費に関する条例の改正について	47
議案第9号	いわき市消防法関係手数料条例の改正について	51
議案第10号	いわき市集会所条例の改正について	55
議案第11号	いわき市水道事業給水条例の改正について	59
議案第12号	いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例の改正について	63
議案第13号	いわき市立小学校及び中学校条例の改正について	67
議案第14号	いわき市公立学校運動場照明設備使用料条例の改正について	71
議案第15号	いわき市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について	75
議案第16号	いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について	79
議案第17号	いわき市介護保険条例の改正について	83
議案第18号	いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	

	る法律関係手数料条例及びいわき市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の改正について	87
議案第19号	いわき市市道の構造の技術的基準等を定める条例の改正について	91
議案第20号	いわき市道路占用料条例の改正について	97
議案第21号	いわき市市営住宅条例の改正について	101
議案第22号	いわき市市営住宅管理条例の改正について	105
議案第23号	令和5年度いわき市一般会計補正予算（第9号）	（別紙）
議案第24号	令和5年度いわき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	（別紙）
議案第25号	令和5年度いわき市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	（別紙）
議案第26号	令和5年度いわき市介護保険特別会計補正予算（第3号）	（別紙）
議案第27号	令和5年度いわき市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	（別紙）
議案第28号	令和5年度いわき市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）	（別紙）
議案第29号	令和5年度いわき市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）	（別紙）
議案第30号	令和5年度いわき市川前財産区特別会計補正予算（第2号）	（別紙）
議案第31号	令和5年度いわき市水道事業会計補正予算（第3号）	（別紙）
議案第32号	令和5年度いわき市工業用水道事業会計補正予算（第2号）	（別紙）
議案第33号	令和5年度いわき市病院事業会計補正予算（第5号）	（別紙）
議案第34号	令和5年度いわき市下水道事業会計補正予算（第4号）	（別紙）
議案第35号	令和5年度いわき市地域汚水処理事業会計補正予算（第2号）	（別紙）

議案第36号	令和5年度いわき市農業集落排水事業会計補正予算 (第2号)	(別紙)
議案第37号	令和6年度いわき市一般会計予算	(別紙)
議案第38号	令和6年度いわき市国民健康保険事業特別会計予算	(別紙)
議案第39号	令和6年度いわき市後期高齢者医療特別会計予算	(別紙)
議案第40号	令和6年度いわき市介護保険特別会計予算	(別紙)
議案第41号	令和6年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	(別紙)
議案第42号	令和6年度いわき市土地区画整理事業特別会計予算	(別紙)
議案第43号	令和6年度いわき市卸売市場事業特別会計予算	(別紙)
議案第44号	令和6年度いわき市競輪事業特別会計予算	(別紙)
議案第45号	令和6年度いわき市温泉給湯事業特別会計予算	(別紙)
議案第46号	令和6年度いわき市川部財産区特別会計予算	(別紙)
議案第47号	令和6年度いわき市常磐湯本財産区特別会計予算	(別紙)
議案第48号	令和6年度いわき市磐崎財産区特別会計予算	(別紙)
議案第49号	令和6年度いわき市澤渡財産区特別会計予算	(別紙)
議案第50号	令和6年度いわき市田人財産区特別会計予算	(別紙)
議案第51号	令和6年度いわき市川前財産区特別会計予算	(別紙)
議案第52号	令和6年度いわき市水道事業会計予算	(別紙)
議案第53号	令和6年度いわき市工業用水道事業会計予算	(別紙)
議案第54号	令和6年度いわき市病院事業会計予算	(別紙)
議案第55号	令和6年度いわき市下水道事業会計予算	(別紙)
議案第56号	令和6年度いわき市地域汚水処理事業会計予算	(別紙)
議案第57号	令和6年度いわき市農業集落排水事業会計予算	(別紙)
議案第58号	財産取得について (消防団CD-I型消防ポンプ自動車(2WD))	109
議案第59号	財産取得の変更について (南白土地域振興事業用地)	111
議案第60号	市道路線の認定及び変更について	113
議案第61号	市道路線の廃止について	141

議案第62号	損害賠償の額を定めることについて	153
議案第63号	指定管理者の指定の変更について (いわき市立新舞子体育館外4施設)	155
議案第64号	指定管理者の指定について (いわき市立新舞子体育館外4施設)	157
議案第65号	指定管理者の指定について (いわき市田人ふれあいの里)	161
議案第66号	指定管理者の指定について (いわき市田人おふくろの宿)	163
議案第67号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めること について	165
議案第68号	包括外部監査契約の締結に関する件について	185
報告第1号	第5次いわき市障がい者計画の変更について	187
報告第2号	専決処分の報告について	189
報告第3号	債権放棄の報告について	191

議案第1号

いわき市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止について

いわき市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

いわき市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第76号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第2号

いわき市津波被災地域企業等立地促進条例の廃止について

いわき市津波被災地域企業等立地促進条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市津波被災地域企業等立地促進条例を廃止する条例

いわき市津波被災地域企業等立地促進条例（平成28年いわき市条例第9号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にされた廃止前のいわき市津波被災地域企業等立地促進条例（次項において「旧条例」という。）第4条第1項の規定による申請であって、この条例の施行の際、奨励金の交付の決定をするかどうかの処分がされていないものに係る奨励金の交付の可否の決定については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第4条第2項の規定により奨励金の交付の決定を受けた事業者及び前項の規定によりなお従前の例により奨励金の交付の決定を受けた事業者に関する奨励金の交付決定の取消し及びその返還、権利の譲渡又は担保の禁止、権利及び義務の承継の承認並びに立入調査等については、なお従前の例による。

議案第3号

いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について

いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第64号）を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「掲げる事務」の次に「及び実施機関が行う特定個人番号利用事務とする」を加え、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 実施機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であつて当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

別表第1 1 法による事務の表を次のように改める。

（「次のよう」は別紙）

別表第1 2 法によらない事務の表中19の項を削り、20の項を19の項とし、21の項を20の項とし、同表22の項中「母子家庭自立支援給付金関係情報」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報」に、「特別障害者手当関係情報、養育医療給付関係情報、児童手当関係情報」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報」に改め、同項を同表21の項とし、同表23の項を削り、同表24の項中「、年金給付関係情報」を削り、同項

を同表22の項とし、同表25の項中「、年金給付関係情報」を削り、同項を同表23の項とし、同表26の項を削る。

別表第2の1の項及び2の項中「、年金給付関係情報」を削る。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

1 法による事務

実施機関	事務	特定個人情報
1 市長	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項若しくは税の徴収に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、中国残留邦人</p>

		<p>等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給若しくは地域生活支援事業の実施に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2	市長	<p>児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報（以下「障害児入所関係情報」という。）、生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
3	市長	<p>児童福祉法による保育所における</p> <p>児童扶養手当法（昭和36年法律</p>

	る保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	第238号) による児童扶養手当の支給に関する情報 (以下「児童扶養手当関係情報」という。) であって規則で定めるもの
4 市長	予防接種法 (昭和23年法律第68号) による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報又は自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	公営住宅法 (昭和26年法律第193号) による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	住宅地区改良法 (昭和35年法律第84号) による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者	障害者関係情報、生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

	に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	
10 市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助に関する情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又	地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

	は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
16 市長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報又は自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
19 市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、障害児入所関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関

		係情報であって規則で定めるもの
21 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

議案第4号

いわき市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の改正について

いわき市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の全部を改正するため、いわき市職員の分限に関する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市職員の分限に関する条例

いわき市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例（昭和41年いわき市条例第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項、第28条第3項及び第4項並びに第29条の2第2項の規定に基づき、職員の分限に関し必要な事項を定めるものとする。

（休職の場合）

第2条 法第28条第2項に規定するもののほか、職員（法第29条の2第1項に規定する条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員を除く。第10条から第12条まで及び第14条を除き、以下同じ。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これを休職にすることができる。

(1) 学校、研究所その他これに準ずる公共的施設において、その職員の職務と関連があると認められる学術に関する事項について長期の調査、研究又は指導に従事する場合（外国の地方公共団体の機関等に派遣されるいわき市職員の処遇等に関する条例（平成6年いわき市条例第2号）第2条第1項の規定による派遣の場合を除く。）

(2) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

2 法第28条第2項各号又は前項各号のいずれかに該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定数に欠員がない場合には、これを休職にすることができる。

第3条 法第28条第2項第1号の規定により職員を休職することができる場合は、医師によって、長期の療養又は休養を要する心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかかな場合とする。

（休職の効果）

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者は、休職の期間中、条例で別段の定めをしない限り、いかなる給与も

支給されない。

(休職の期間)

第5条 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第2条第1項の規定による休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内においてそれぞれ個々の場合について任命権者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 法第28条第2項第2号の規定による休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

3 第2条第2項の規定による休職の期間は、定数に欠員が生ずるまでの間とする。この場合において、欠員の数が同項の規定による休職者の数より少ないときは、いずれの休職者について欠員を生じたものとするかは、任命権者が定めるものとする。

4 法第28条第2項第1号及び第2条第1項各号に掲げる休職の事由が消滅した場合においては、当該職員が離職し、又は他の事由により休職にされない限り、速やかにその職員を復職させなければならない。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「いずれも3年を超えない範囲内」とあるのは「いずれも法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3年に」とあるのは「当該任期に」と、「引き続き3年を超えない範囲内」とあるのは「引き続き当該任期の範囲内」とする。

(降給の種類)

第6条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

(降格の事由)

第7条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくなないと認められる場合において、指導その他の市長が規則で定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が規則で定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の定数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第8条 任命権者は、職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくなないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の市長が規則で定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(本人の意に反する降任又は免職)

第9条 法第28条第1項第1号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が規則で定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくないことが明らかなきとする。

2 法第28条第1項第2号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、任命権者が指定する医師2名によって、長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によっても治癒し難い心身の故障があると診断され、その疾患若しくは故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなき場合とする。

3 法第28条第1項第3号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、職員の適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合であって、指導その他の市長が規則で定める措置を行ったにもかかわらず、適格性を欠くことが明らかなきとする。

4 法第28条第1項第4号の規定により職員のうちいずれを降任し、又は免職するかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(条件付採用期間中の職員の特例)

第10条 条件付採用期間中の職員は、次に掲げる場合には、いつでも降任させ、又は免職することができる。

(1) 法第28条第1項第4号に掲げる事由に該当する場合

(2) 人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、その職に引き続き任用しておくことが適当でないとき。

(3) 心身に故障がある場合において、その職に引き続き任用しておくことが適当でないとき。

(4) 前2号に掲げる場合のほか、客観的事実に基づいてその職に引き続き任用しておくことが適当でないとき。

(臨時的に任用された職員の特例)

第11条 臨時的に任用された職員は、法第28条第1項各号のいずれかに掲げる事

由に該当する場合、法第22条の3第4項に規定する臨時的任用の事由がなくなつた場合、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項に規定する臨時的任用の事由がなくなつた場合又はいわき市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和4年いわき市条例第36号）第8条第1項に規定する臨時的任用の事由がなくなつた場合には、いつでも免職することができる。

（書面の交付）

第12条 任命権者は、職員を降任し、免職し、休職（その期間の更新をする場合を含む。）し、又は降給させる場合には、当該職員にその旨を記載した書面を交付して行わなければならない。ただし、当該書面の交付によらないことを適当と認めるときは、当該書面に代わる書面の交付その他適当な方法をもって当該その旨を記載した書面の交付に代えることができる。

2 前項の規定による書面の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を公示することをもってこれに代えることができるものとし、その公示をした日から2週間を経過したときに、当該書面の交付があつたものとみなす。

（受診命令に従う義務）

第13条 職員は、第3条、第7条第1号イ及び第9条第2項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

（失職の特例）

第14条 任命権者は、公務上の事故により、法第16条第1号に該当するに至つた職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により、特にその職を失わないものとするすることができる。

2 前項の規定により、その職を失わなかつた職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。

（委任）

第15条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前のいわき市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、改正後のいわき市職員の分限に関する条例の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(給与条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用)

3 いわき市職員の給与に関する条例（昭和41年いわき市条例第21号）附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びにいわき市職員の給与に関する条例（昭和41年いわき市条例第21号）附則第11項の規定による降給とする」とする。

4 第12条の規定は、いわき市職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(いわき市職員定数条例の一部改正)

5 いわき市職員定数条例（昭和41年いわき市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号中「いわき市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例（昭和41年いわき市条例第9号）」を「いわき市職員の分限に関する条例（令和6年いわき市条例第 号）」に改める。

(いわき市職員の給与に関する条例の一部改正)

6 いわき市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第5項中「いわき市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例（昭和41年いわき市条例第9号）」を「いわき市職員の分限に関する条例（令和6年いわき市条例第 号）」に、「第2条第1号若しくは第4号」を「第2条第1項第1号若しくは第2号」に、「第4条第6項に掲げる」を「同条第2項に規定する」に改め、同条第6項中「第2条第4号」を「第2条第1項第2号」に改め、同条第7項中「分限条例」の次に「第2条」を加える。

(いわき市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 7 いわき市職員の退職手当に関する条例（昭和41年いわき市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条の4第1項中「いわき市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例（昭和41年いわき市条例第9号）第2条第1号又は第4号」を「いわき市職員の分限に関する条例（令和6年いわき市条例第 号）第2条第1項第1号又は第2号」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣されるいわき市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 8 外国の地方公共団体の機関等に派遣されるいわき市職員の処遇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「いわき市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例（昭和41年いわき市条例第9号）第2条各号」を「いわき市職員の分限に関する条例（令和6年いわき市条例第 号）第2条第1項各号」に改める。

(公益的法人等へのいわき市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 9 公益的法人等へのいわき市職員の派遣等に関する条例（平成14年いわき市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「いわき市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例（昭和41年いわき市条例第9号）第2条各号」を「いわき市職員の分限に関する条例（令和6年いわき市条例第 号）第2条第1項各号」に改める。

第3条第5号中「いわき市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例第2条第4号」を「いわき市職員の分限に関する条例第2条第1項第2号」に改める。

(いわき市会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

- 10 いわき市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年いわき市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第17条中「いわき市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例（昭和41年いわき市条例第9号）第2条若しくは第4条第6項」を「いわき市

職員の分限に関する条例（令和6年いわき市条例第 号）第2条」に改める。

議案第5号

いわき市職員のサービスの宣誓に関する条例の改正について

いわき市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

いわき市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和41年いわき市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を「に対し」に、「に署名しなければ」を「を提出してからでなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

いわき市職員の給与に関する条例の改正について

いわき市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

いわき市職員の給与に関する条例（昭和41年いわき市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項各号の等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として市長が規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第12条第2項第2号中「67,900円」を「70,600円」に改める。

第20条第5項中「係長相当職」を「その職務の級が3級」に改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

（「次のよう」は別紙）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第3（第4条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事及び技師の職務
2級	事務主任及び技術主任の職務
3級	主査及び技査の職務
4級	(1) 主任主査及び主任技査の職務 (2) 係長の職務
5級	市長の事務部局の本庁の課長補佐の職務
6級	(1) 市長の事務部局の本庁の課長の職務 (2) 主幹の職務
7級	(1) 市長の事務部局の部次長の職務 (2) 参事の職務
8級	市長の事務部局の部長の職務
9級	市長の事務部局の困難な業務を処理する部長の職務

別表第4（第4条関係）

医療職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医員の職務
2級	医長の職務
3級	科長の職務
4級	(1) 院長の職務 (2) 保健所長の職務

医療職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医療技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする医療技師の職務
3級	主任技師の職務
4級	困難な業務を行う主任技師の職務
5級	専門技師の職務
6級	副技師長の職務
7級	技師長の職務
8級	薬局長の職務

医療職給料表(3)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	准看護技師の職務
2級	(1) 看護技師の職務 (2) 保健技師の職務
3級	(1) 主任看護技師の職務 (2) 主任保健技師の職務
4級	(1) 看護師長の職務 (2) 困難な業務を行う主任保健技師の職務
5級	(1) 副看護部長の職務 (2) 指導保健技師の職務
6級	(1) 副院長の職務

(2) 看護部長の職務

議案第7号

いわき市職員の退職手当に関する条例の改正について

いわき市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

いわき市職員の退職手当に関する条例（昭和 41 年いわき市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「附則別表第 1」を「附則別表」に改める。

附則第 9 項中「第 35 条」を「第 35 条の 2」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

いわき市職員等の旅費に関する条例の改正について

いわき市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

いわき市職員等の旅費に関する条例（昭和41年いわき市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 この条例において「何級の職務」という場合には、いわき市職員の給与に関する条例（昭和41年いわき市条例第5号）第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表による当該級の職務をいい、同表の適用を受けない者については、市長が規則で定めるこれに相当する職務をいうものとする。

第15条第1項第1号ア中「部長相当職」を「7級以上の職務」に改め、同号イ中「課長相当職」を「6級」に改める。

別表第1及び別表第2中「部長相当職又は課長相当職」を「6級以上の職務」に、「その他の」を「5級以下の職務にある」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（いわき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 いわき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年いわき市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「昭和41年いわき市条例第21号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第4条第2項中「額は、」の次に「給与条例第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表の職務の級が6級以下の職務にある者が」を、「昭和41年いわき市条例第23号」の次に「。以下「旅費条例」という。」を加え、「課長相当職以下の職務にある者の」を「規定により支給を」に改め、同条第3項中「いわき

市職員等の旅費に関する条例」を「旅費条例」に改める。

(いわき市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例の一部改正)

- 3 いわき市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例（昭和44年いわき市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「額は、」の次に「いわき市職員の給与に関する条例（昭和41年いわき市条例第21号）第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表の職務の級が6級以下の職務にある者が」を加え、「課長相当職以下の職務にある者の」を「規定により支給を」に改める。

議案第9号

いわき市消防法関係手数料条例の改正について

いわき市消防法関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市消防法関係手数料条例の一部を改正する条例

いわき市消防法関係手数料条例（平成12年いわき市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第10号

いわき市集会所条例の改正について

いわき市集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市集会所条例の一部を改正する条例

いわき市集会所条例（昭和52年いわき市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表いわき市上釜戸集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第11号

いわき市水道事業給水条例の改正について

いわき市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市水道事業給水条例の一部を改正する条例

いわき市水道事業給水条例（昭和44年いわき市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号

いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例の改正
について

いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例の一部
を改正する条例

いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例（平成18年いわき市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項及び第3項の規定により市が行う」を「第77条に規定する」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第13号

いわき市立小学校及び中学校条例の改正について

いわき市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例

いわき市立小学校及び中学校条例（昭和41年いわき市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表いわき市立草野小学校絹谷分校の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第14号

いわき市公立学校運動場照明設備使用料条例の改正について

いわき市公立学校運動場照明設備使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市公立学校運動場照明設備使用料条例の一部を改正する条例

いわき市公立学校運動場照明設備使用料条例（昭和60年いわき市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表（2）屋外運動場夜間照明設備使用料の表中

「

いわき市立四倉中学校
いわき市立入遠野中学校

」を

「

いわき市立四倉中学校

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第15号

いわき市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
の改正について

いわき市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

いわき市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年
いわき市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準
ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記
録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識す
ることができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に
供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について

いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年いわき市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第17号

いわき市介護保険条例の改正について

いわき市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市介護保険条例の一部を改正する条例

いわき市介護保険条例（平成12年いわき市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「37,200円」を「34,400円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「55,800円」を「51,800円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「55,800円」を「52,200円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「65,500円」を「66,600円」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に、「74,400円」を「75,600円」に改め、同項第6号から第11号までを次のように改める。

- (6) 政令第38条第1項第6号に掲げる者 85,500円
- (7) 政令第38条第1項第7号に掲げる者 94,500円
- (8) 政令第38条第1項第8号に掲げる者 113,500円
- (9) 政令第38条第1項第9号に掲げる者 132,400円
- (10) 政令第38条第1項第10号に掲げる者 143,700円
- (11) 政令第38条第1項第11号に掲げる者 151,300円

第16条第1項に次の2号を加える。

- (12) 政令第38条第1項第12号に掲げる者 174,000円
- (13) 政令第38条第1項第13号に掲げる者 189,100円

第16条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「52,100円」を「51,900円」に改め、同項を同条第11項とし、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「37,200円」を「36,700円」に改め、同項を同条第10項とし、同条第2項中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「22,400円」を「21,600円」に改め、同項を同条第9項とし、同条第1項の次に次の7項

を加える。

- 2 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第6号の基準所得金額は、同条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第143条の規定にかかわらず、125万円とする。
- 3 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第7号の基準所得金額は、同条第7項の規定に基づく省令第143条の2の規定にかかわらず、200万円とする。
- 4 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第8号の基準所得金額は、同条第8項の規定に基づく省令第143条の3の規定にかかわらず、300万円とする。
- 5 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第9号の基準所得金額は、同条第9項第1号の規定にかかわらず、500万円とする。
- 6 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第10号の基準所得金額は、同条第9項第2号の規定にかかわらず、700万円とする。
- 7 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第11号の基準所得金額は、同条第9項第3号の規定にかかわらず、1,000万円とする。
- 8 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第12号の基準所得金額は、同条第9項第4号の規定にかかわらず、1,500万円とする。

第18条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「及び当該該当するに至った日」を「及び同日」に、「第9号まで」を「第12号まで」に改める。

第24条第1項第1号中「第117条第6項」を「第117条第7項」に、「同計画」を「当該計画」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第16条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和5年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

議案第18号

いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例及びいわき市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の改正について

いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例及びいわき市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料
料条例及びいわき市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料
条例の一部を改正する条例

(いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の
一部改正)

第1条 いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条
例（平成28年いわき市条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係
手数料条例

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物の
エネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第10条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を
「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

(いわき市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第2条 いわき市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（平成25年
いわき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号イ(ア)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法
律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に
改め、同号エ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建
築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第19号

いわき市市道の構造の技術的基準等を定める条例の改正について

いわき市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する
条例

いわき市市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年いわき市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市道」という。）の次に「を新設し、又は改築する場合における市道」を加える。

第2条第22号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同号を同条第23号とし、同条中第21号を第22号とし、第15号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の市道（自転車道を設ける市道を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける市道にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の市道又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の市道（自転車道を設ける市道及び前項に規定する市道を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形

の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該市道の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の市道」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級を除く。同項において同じ。）の市道で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「市道（」を「市道で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第31条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第32条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第40条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

第44条を第45条とし、第43条を第44条とし、第42条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の市道については、この条例による改正後のいわき市市道の構造の技術的基準等を定める条例第8条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第20号

いわき市道路占用料条例の改正について

いわき市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市道路占用料条例の一部を改正する条例

いわき市道路占用料条例（昭和44年いわき市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「日）。以下同じ。）」を「日））から1月以内」に改め、同条第2項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後の占用の許可又は同意に係る占用料の徴収について適用し、同日前の占用の許可又は同意に係る占用料の徴収については、なお従前の例による。

議案第21号

いわき市市営住宅条例の改正について

いわき市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市市営住宅条例の一部を改正する条例

いわき市市営住宅条例（昭和42年いわき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

いわき市内郷白水町上代35番地	109
いわき市内郷白水町長槻41番地	18
いわき市内郷白水町入山65番地の1	24

を

いわき市内郷白水町上代35番地	66
いわき市内郷白水町入山65番地の1	24

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第22号

いわき市市営住宅管理条例の改正について

いわき市市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

いわき市市営住宅管理条例（平成9年いわき市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号カ(イ)中「第10条第1項（）」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

